
<http://www.incadat.com/> ref.: HC/E/USf 221

[27/10/1999; United States District Court for the Northern District of Florida, Tallahassee; First Instance]

Villata v. Massie, No. 4:99cv 312-RH (N.D. Fla. Oct. 27, 1999)

フロリダ州南部地方連邦地方裁判所 Tallahassee 局

1999年10月27日

G.M.V. (申立人) 対 G.M. (被申立人) の件

本件は9歳の子を米国にいる父親の下からチリにいる母親の下への返還を、1980年10月25日ハーグ（いわゆるハーグ会議）において締結された、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に基づいて請求したものである。米国及びチリが共に締約国であるハーグ条約において、親権および面接交渉権に関する問題は子の「常居所地国」において適切に決定されるものとされている。異なった国に連れていかれた子は通常、適切な請求の下、常居所地国に返還されるべきである。本裁判所における審理を経て、本件において問題となっている子の常居所地はチリであって、子がチリに返還されることを命ずる。但し、これは父親がチリの適切な当局に対して監護権および面接交渉権の付与を求めることを妨げるものではない。

前置き

支配的な争点は子の「常居所地」がチリか米国かである。常居所地が米国であるならば、子がここに居ることが妥当であり、その監護権及び面接交渉権はフロリダ州の裁判所において行われることが妥当といえる。これに対して、常居所地国がチリであるならば、監護権および面接交渉権に関するいかなる判断もチリの適切な裁判所によって行われることが妥当である。従って、本件における争点は誰が監護権者に指定されるべきではなく、いずれの国の当局がその決定をすべきであるかである。子の両親は1989年9月9日に米国において婚姻した。子は1990年6月12日米国領において出生した。家族は、母親が父親の知らないところで、また、その同意を得ずに子をチリに連れ行った1993年11月6日までに、一緒に米国で生活した。その当時、子は3歳であった。

父親は子および母親とチリで再会する意図を述べ、彼（および彼ら）の米国における事務処理を整理して、1994年8月10日にチリに引っ越し、そして、母親と一緒にそこでビジネスを立ち上げた。母親と父親はチリで6ヶ月同居したが、1995年2月に別居をはじめた。1995年7月10日に父親が子をおいて米国に渡った。1996年9月9日に父親がチリに帰り、母親の知らないところで、また、その同意なくして、子をチリから米国に連れ去った1998年12月6日までそこで暮らした。（連れ去り時には）子が8歳であった。

結論として、連れ去り時において、子は8年にわたるその人生のもっとも最近の5年間チリで過ごしていた。

当職は、一家が1994年から1995年の間チリにおいて家族の常居所をおくという共通の計画（あるいは、これにかかわる判例が述べるように「一定の目的」）を立てたと結論する。従って、1994年を起点として1998年12月6日にかけて子の常居所地はチリとなっており、そのために、ハーグ条約の定めるところにより、チリ当局が適切に監護権ないし面接交渉権を決定するように子がチリに返還されるべきであると結論付けられる。

訴訟手続

1999年8月11日、申立人 G.M.V.（脚注1）（以下 M）は本裁判所においてその子 G の返還を求めて、ハーグ条約およびこれを国内実施する連邦法 42 U.S.C. s. 11601 以下に基づく申立てを行った。M 夫人はその別居中の夫（子の父親）を唯一の被申立人として指定し、M 夫人は仮の禁止命令および仮差止命令を求めた。当事者は本案の最終的な決定があるまでの監護権監護に関して合意に達した。ハーグ条約が要請しているように（脚注2）、訴訟は迅速な手続で行われた。本命令は本裁判所の事実認定および法律解釈に基づいて行われている。

事実

M 夫人はチリ出身である。1976年頃に、20歳のときに、米国に引っ越した。1986年7月3日、マイアミにおいて彼女は必要な手続をすべて行って宣誓し、帰化して米国市民になった（脚注3）。チリ法に従えば、M 夫人の米国籍の承認は彼女のチリ国籍を消滅させたことになっているようである（脚注4）。

その後、1987年あるいは1988年の間のある時点、M 夫人が家族のもとへチリに帰国した。生まれた時から米国籍でチリ帰国以前から M 夫人を知っていた M は米国に戻って自分と婚姻するように彼女を説得した。1989年9月9日、マイ

アミにおいて、M 夫人と M 男とが婚姻した。その時点においては、M 夫人はそれより前の 13 年間の 8 年間米国で暮らし、その成人期の大部分を米国で過ごした。M 夫人と M 男は米国国籍であった。当事者達はフロリダ州において婚姻住宅の住所をおいた。

1990 年 6 月 12 日、婚姻からちょうど 9 ヶ月が経過したとき、M 夫人が、後に「G」と名付けられる、息子の G を出産した。前婚の M 夫人の連れ子二人を含め、家族はフロリダで 1993 年まで一緒に暮らしたが、同年 10 月 29 日、重要な事件が発生した。実際に何が起きたのかに関する証言は信憑性がないが、M が少なくとも脅迫的な言動をとったと思われ、彼自身のその後の発言がこれを思わせる（脚注 5）。M 夫人は M が酩酊し、銃をもって自殺すると脅迫したと述べている。誰も身体的な被害を被っていない。

10 月 29 日の事件から間もなく、M が家族問題を解決するためにその母親が住んでいたダラスに行った（脚注 6）。同年 11 月 1 日、M 夫人が彼女自身及び 3 歳の G を含める子らのためにチリのサンチアゴ行きの同月 6 日付の便の航空券を購入した。M にその旨を告げずに、子らを連れてその便で出発した（脚注 7）。チリパスポートを用いて自らがチリ国籍であると主張し、チリに入国した。サンチアゴからダラスにいる M に電話し、チリに帰ったことを告げた。彼女はチラン（Chillan）から近い姉の牧場に住所を据えた。正式なチリの書類において、彼女は自分が独身であり、また、G が婚姻外で生まれた子である旨を書き、既婚者であったこと又はその夫が G の父親であったことを示唆しておらず、米国に帰化していたことをも打ち明けていない。

M は 1993 年 11 月 25 日にチリに旅立ち、そこで 1993 年 12 月 2 日まで滞在した。M 夫人と G を訪問したが、牧場ではなく町のホテルに宿泊した。

米国に帰国した後、M は、M 夫人に対して多数の手紙を書き始め、自らの感情や希望、または、家族に関する計画を詳細に述べた。1993 年 12 月 8 日、M は和解をして婚姻生活がまたうまくいくことを希望していると書いた（Pl. Ex. 1. を参照）。彼は、彼女が提案していたように、はじめは彼女と「デート」するような形でまた付き合いたい旨を告げた。彼女を数ヶ月ごとに訪問すると述べている（チリでの訪問という意味だったようである）。

1993 年 12 月 12 日付の書簡において、M はまた「デート」計画に言及しながら、彼にとって最も重要なことは「あなたと愛情」であると述べた。M は当該計画

は M 夫人と G を含める子らとが一緒にチリに居続ける趣旨のものであって、米
国に帰ることではないことを明らかにしている。

「私たちは具体的な点をいくつか考えないといけません。チリは経済的に成長
しており、あなたと子らとその成長の波に乗ればいいなと思っています。ビ
ジネス界の昔からの原理によれば、他人に仕えるよりも、自らのビジネスをも
つべきです。チリが大きくなればなるほどあなたもおおきくなり、また、未来
へと進んでいきます。あなたは自分の能力やコネ、またその立地を自分に有利
に、最適に利用することができる。それを立ち上げて、後になって子供に残せ
る財産にもなりませんでしょう。さらに、これによってあなたが子供と一緒にい
られるようになり、子らの年齢を考えれば、重要なことだと思います。あなた
は自分のアパートからこれを行うことができ、Ocean Treasure 社に委託され、
栽培者たちとの間で作物の購入契約の締結をすることになります。Ocean
Treasure 社はここでの食料品連鎖店とコネがあり、ここで野菜等を販売してい
ますが、これは（あなたがそうしたければ）あなたの仕事ということになりま
す（略）（Pl. Ex. 3 を参照）。

M が（当時非常に幼い）子らに残せる、チリにおけるビジネスの話をしてい
るが、これは明らかにチリでの永住（少なくとも、極めて長期的な在留）とい
うことを前提としている。

1993 年 12 月 22 日、M は再度チリを訪問した。M 夫人が賃借していたアパ
ートにおいて彼女と子らと一緒に宿泊した。クリスマスに、M 夫人に相当のダイ
ヤの指環を贈った。1994 年 1 月 6 日に米国に帰国した。同日、おそらく飛行機
に乗っている間に、自分が離婚を望んでいないことを明らかにする、M 夫人へ
の書簡を書いた（Pl. Ex. 8 を参照）。

1994 年 1 月 13 日、M は M 夫人宛にもう一つ、彼女がチリにおいて経営できる
ビジネスに関する書簡を書いた（Pl. Ex. 6 参照）。1994 年 1 月 26 日、次のチリ
旅行直前に、M は M 夫人宛に自分の愛情、「自らの命よりも」彼女の方が大事
だということ、そして、次の訪問で彼女の返事をもらえると信じていたことを
述べている書簡を書いた（Pl. Ex. 7 を参照）。書簡の明らかな主旨は彼女と
戻りたいこと、また、どうなるかは彼女次第であるということである。

1994 年 1 月 27 日、M は再度チリへ行き、また M 夫人と子らと一緒に、1994 年
2 月 4 日の米国への帰国までに、そのアパートに宿泊した。

1994年2月14日、MはM夫人宛にもう一通の書簡を書いた(Pl. Ex. 9を参照)。彼はM夫人と子らのために「展開している」、彼曰く新しいビジネスのための「非常に良い機会」(すべてチリにおける機会のようである)のリストを作った。「チリでうまくいくようにどうにかする」とアドバイザーに言ったことを述べている。フロリダにおけるビジネスを継続することによる「お金が必要である」ことを認めるといい、しかし、「そこであなたと一緒に居て一緒に将来を築いていきたいから」、ビジネス経営のために居残ることが困難であると言った。彼等の計画を「大きなステップ」として語っている。M夫人が「私たち(彼等)のものとして」残したいものを選択するように、フロリダの家にある物の写真を送っていると言った。書簡の主旨は明らかに米国における生活を片付けて、チリで新たな生活を始めるという旨のものである。

その後、1994年2月から3月の間の時点で、MがM夫人宛に、彼のそれ以降のチリ旅行のスケジュールを内容とする、もう一通の書簡を送った(Pl. Ex. 10を参照)。4月、5月、6月に約10日間の旅行が予定されており、また、最終的に1994年7月23日に「帰りのない(片道だけの)」旅行が予定されている。これは、Mが提案した、チリに引っ越す日付のようである。

その後、1994年3月に、Mは、M夫人宛に、M夫人の元夫がMが「そこに引っ越すこと」を知っていた旨の書簡を書いた(Pl. Ex. 11を参照)。Mは翌週在留ビザの申請をする予定であると述べた。Mがチリに引っ越す意図があったことが明らかである。

1994年4月1日、Mは同年同月10日まで、以前に提案したスケジュールとちょうど同じように、M夫人と子らと一緒に過ごした。

1994年4月14日、MがM夫人宛に彼が翌週からフロリダの家の売り払いに努め始める旨の書簡を書いた。4月13日、前日にチリに送るために家具が引き取られ、同月末に届くことを伝えた。

Mはチリへの追加の旅行をして、1994年4月29日から同年5月9日まで、そして、1994年6月10日から同月24日までの間チリに滞在した。

1994年8月10日、Mはチリに引っ越した。完全に関係を修復しようと、MとM夫人は子らと一緒に夫婦として生活した。彼等は小火器の輸入事業および販売事業を彼女の名義で立ち上げて、それぞれ多種多様な役割を果たした。Mはビジネス経営に必要な小火器、市場および輸入に関する知識を有していたため、

主要な役割を担った。M は少なくとも 1994 年 8 月 1 日までに積極的にビジネスをやっていた (Pl. Ex. 19, 21 を参照)。

1994 年 11 月 5 日、M と M 夫人は不動産仲介業者宛にフロリダの家の購入者が見つからないことに対するクレームの、苛立ちのある書簡を送った (Pl. Ex. 20 を参照)。1994 年 11 月 9 日、おそらくフロリダの家の販売を容易にするために、M と M 夫人ともにチリに「住所」をおいているとする、代理人の委任契約を締結した (Pl. Ex. 15 を参照)。当時、彼等は夫婦としてチリで暮らし、そこでビジネスを営み、また、決まった共通の目標を追求していた。チリは彼等の常居所地になっていた (脚注 8)。

1995 年 2 月、婚姻はまた崩壊した。M が M 夫人に強要されて婚姻住宅を出た。その後間もなく、M は M 宛に、和解以前の書簡とはまったく異なる口調の書簡をもう一通送った。書簡において、M はもう夫婦でいようとするのを全く断念していると述べた。表面的にみれば、当該書簡は婚姻が消滅していたことを明らかにしており、そして、実際にも終わっていたといえる。しかし、M は、それにもかかわらず、G がもしそう望むならその中で成長できるビジネスを持つように、小火器ビジネス経営を維持および射撃場を付け加えて拡大するため、そのままチリに残ることとした意図を明らかにしている。M はさらに G の近くに居られるようにチリに残りたいと述べている。

1995 年 2 月 20 日、M は 1994 年 8 月 10 日にチリに戻って以来はじめて米国に旅行した。チリに帰った 1995 年 3 月 8 日までしか米国に滞在していない。少なくとも 1995 年 5 月 23 日まで (そして、おそらくその後しばらくの間も) チリにおける小火器事業を積極的にやり続けた (P. Ex. 21 参照)。

1995 年 7 月 10 日、M は再度米国に戻った。その同じ日に、M は G のために米国のパスポートを取得したが、G をチリから連れ去ろうとはしていない。1995 年 8 月、M はマイアミにおいて離婚訴訟を開始したが、フロリダ州法が要求しているように、申立ての 6 ヶ月前からフロリダ住民ではなかったため、申立ては最終的に却下された (脚注 9)。M は訪問のために 1995 年 11 月 4 日から同年 12 月 1 日までにチリに帰ったが、それを除けば、彼は 1996 年 9 月 9 日まで米国に居住していた。その間、M 夫人と子らはチリに残ったままだった。彼等はそこで定住していた。

1996 年 9 月 9 日、M は再度チリに戻り、そこで、さらに 2 年間生活し、3 回のみ米国を短期訪問した (脚注 10)。1997 年 2 月に M は、チリの裁判所に対し、

彼に G との面接交渉権を与えるよう申立て、その権利を得た。M 夫人は養育費を請求して、これを取得した。M は面接交渉権を行使して、養育費を支払った。

1998 年 12 月 6 日、M は G を連れてチリから米国に渡った。M 夫人に対してチリを出る旨を告げていない。米国に到着してから、彼女に電話した。争いのないところであるが、彼女は彼のチリ出国に同意していない。

M 夫人と G は法的にチリにいるための権利をなんら有していないため、M 夫人と G が国から追放されるという忠告をチリの当局から受けて、G をチリから連れて来たと M は主張している。M は M 夫人が以前に米国人になったことによってチリ国籍を喪失したと述べている。彼は追放のプロセスが G に対して悪い影響を及ぼすだろうと思い、G を内密に連れてくることによって、彼がこの悪影響を回避したと述べている。しかし、M はそれをしない限りおそらく得られないであろう監護権を獲得するために G を連れ去ったと思われる。即ち、チリ法およびチリ当局による継続的な支配を回避しようとしたのである。

M と G は 1998 年 12 月にチリから帰って以来、フロリダのタラハシーで生活してきた。M はタラハシーの州裁判所において婚姻解消および G の監護権を求めて訴訟を開始した。州裁判所は一方的な命令によって M を暫定的な監護権者に指定した。訴訟はまだ係属中である（脚注 11）。

1999 年 7 月 28 日、M 夫人がチリ国籍を再取得されたようである（脚注 12）。
1999 年 8 月 11 日、M 夫人はこの請求を行った。

議論

ハーグ条約はまさに問題となっている事案を念頭においている締約国間の条約である。即ち、複数の国にわたる監護権および面接交渉権の争いを起立しているのである。ハーグ条約は「常居所地国」の概念を基本原理として採用している。実際に、監護権にかかわる問題は子の常居所地の法または裁判所若しくはその他の適切な当局によって決められ、その他の国はかかる決定を譲ることになっている。

ハーグ条約は当該条約第 12 条および第 3 条をもってこの目的を実現しようとしている。第 12 条は常居所地国から不法に連れ去られ、又は、その他の国において不法に留置されている子が、連れ去り又は留置から一年以上が経過しており、かつ、子が新たな環境に適応していると認められない限り、常居所地国に返還されることを要求している（脚注 13 参照）。第 3 条は不法な連れ去り又は不法

な留置を子が常居所を有していた国の司法的又は行政的な決定に基づく監護権の侵害と定義している（脚注 14）。

本件において、G の最初の常居所は米国であり、彼がそこで生まれ、3 歳の年齢に達するまで両方の親と共に生活した。1993 年 11 月 6 日、M 夫人が M に告げず、又は、その同意なくして G をチリに連れて行った。M 夫人と M がそれ以前にチリに移住するという話をしたことがあったが、その当時においてこれに関する決定を何らしていなかった。M 夫人による米国からの G の連れ去りは不法なものであった。

しかし、これで、問題が解決されるわけではない。M はすぐにチリに引っ越すことを決めた。M と M 夫人は家族の家をチリに据えることにした。6 ヶ月間、M と M 夫人は夫婦として G と M 夫人の他の連れ子二人と一緒に生活した。M と M 夫人は、その子らに残せるような、生涯にわたる事業を追求するための計画を立てた。要するに、彼等はチリで暮らす共通でかつ一定の決まった計画を有していた。M 夫人が G をチリに連れていてから 15 ヶ月が経過すると、和解が挫折した。そのとき、米国ではなく、チリが G の常居所地国となっており、彼はチリのかかる環境に既に適応していた。それでも、そのときから M が米国に帰るまでには後 3 年かかった。当時は、G は長期間チリに定住しており、それより 8 年前の間の 5 年間はそこで暮らしていた（脚注 15）。

子は、それ以前の常居所からの不法な連れ去りから、新たな環境に適応できることは、ハーグ条約そのものにおいて確認されている。第 12 条は常居所地から不法に連れ去られた子の返還請求は不法の連れ去りから 1 年以内に行わなければならないと規定している。しかし、一年以上が経過した場合には、子が「新たな環境に適応していない」場合に限り返還されるべきである。（ハーグ条約第 12 条）G のチリへの不法な連れ去りから一年後、G は両親とともに、当事者両方のチリに永住する共同計画の一環として、チリにおいて安定した環境で生活していた。彼はその新たな環境に適応していた。チリが G の常居所となっていた（脚注 16）。

これは M 夫人と G の国籍に関して彼等がチリに不法在留していることという M の主張とは無関係である。M は M 夫人が 1986 年に米国籍に帰化した時点から、自分のチリ国籍を喪失したと主張している。M は G が米国籍のみを有しており、かつ、当時米国籍のみを有していた両親の子として 1990 年に米国で出生したと主張する。M は M 夫人が 1993 年の時点でもはやチリ国籍を有していないため無効であると主張されている、チリのパスポートを使ってチリに不法入国した

と述べている。Mは1998年に、Gをチリから米国に連れて帰る直前、チリ当局から当局がM夫人とGを追放しようとしていると言われた、と述べている。

Mは1993年11月時点においてチリパスポートを使ってチリに入国することに関するM夫人の国籍状況、および、当時又は現在のGの国籍状況について相当の問題を提起している。しかし、これらの問題は、本件の結論に影響を及ぼすものではない。ハーグ条約に基づいて、主たる争点は常居所地であって、国籍ではない。確かに、子が密かにしか生活できない国の常居所地者となることが困難であろうが、本件はかかる状況が見当たらない。Gの常居所地国がチリとなった、1994年及び1995年に、家族は公然と問題なくチリで暮らしていた。Mが後にチリ当局に対してM夫人とGがそこに在留する権利を有していないと述べたにもかかわらず、チリ当局はこれに賛成していない(脚注17)。争いがないところであるようだが、チリはM夫人をチリ国民として承認しており、また、彼女およびGの在留権を認めているようである。M夫人及びGが国籍を取得する資格を有しているか否かは、チリ当局が決める問題であり、本裁判所がハーグ条約に基づく訴訟において決定するものではない。本件を解決するために、その国籍を問わず、Gの常居所地国がチリであるということが認定されることが十分である。

Mは1998年12月6日にGをチリから連れ去り、米国に連れて来た。連れ去り時には、司法的な命令等の必要なくチリ制定法に基づいて、M夫人は、Mの面接交渉権に限定される、Gの監護権を有していた。チリの裁判所はこれを承認しており、一定の条件をつけてMに面接交渉権を明示的に与え、彼に養育費の支払を命令した。従って、MによるチリからのGの連れ去りは、ハーグ条約第3条の意味において「不法」である。

M夫人はチリからのGの連れ去り後一年以内に本請求をした。従って、ハーグ条約第12条に基づいて、M夫人はGの返還命令を得ることができる。

旅費と弁護士費用

最後に、M夫人は弁護士費用及び旅費を含む費用の支払を請求している。ハーグ条約第26条は次のように定めている。

「司法当局又は行政当局は、この条約に基づいてこの返還を命じ(る)…際に、適当な場合には、子を連れ去り、若しくは留置した者…に対し、申請者により又は申請者のために支払われた必要な費用(旅費、子の所在を特定するために

要した経費又は支払、申請者の法律上の代理人に係る経費及び子の返還に要する経費を含む。)を支払うよう命ずることができる。」(傍点追加)

そして、国内実施のための連邦法は次のように定める。

(ハーグ条約および国内実施法に)従って、子の返還を命ずるいかなる裁判所も被申立人に対し、申請者により又は申請者のために支払われた必要な費用(裁判費用、弁護士費用、子供の養育施設費用又は訴訟中に発生したその他養育費用、並びに子の返還のために必要な旅費を含む)の支払を命ずるべきである。但し、被申立人がかかる命令が明らかに不適切であることを立証した場合にはその限りでない(42 U.S.C. s. 11607(b)(3)を参照、傍点追加)。

これらの規定が明らかにしているように、返還請求の認容に成功した申立人は通常費用および弁護士費用を支払ってもらえることができる。しかし、これは通常の事件ではない。M夫人は1993年に米国からGを不法に連れ去った。その時点以降の彼女の言動(数回にわたるチリの公文書の不当な扱いを含める)、および、本裁判所における彼女の証言(そして、これはちっとも率直さのモデルであるとはいえない)をとってみても、これらは通常成功する費用および弁護士費用の請求を構成するようなものではない。それでも、ハーグ条約の権利である、子供の返還を確保するために彼女が米国に来なければならなかった。

費用又は弁護士費用の請求権に関して当事者は予備書面においても弁論においても何ら言及していない。今、この点に関しては何ら決定しないことにするが、その代わりに、当事者に対し、弁護士費用に関するローカルルールに従って、この問題を提起することを許す。この争点を費用および弁護士費用にかかわるものとして扱い、これを理由に判決を遅延しない。この争点について判断した先例の多くは支払能力を考慮していることを指摘しておく(例、*Rydder v. Rydder* 事件, 49 F.3d 369, 373-74 (8th Cir. 1995)を参照)。

結論

Gの常居所地はチリであるため、次のように命ぜられる。

一、書記官は「Gのチリへの返還をもとめるG.M.Vによる請求が認容され、当該子のチリへの返還が命ぜられる」と定めて判決を登録する。

二. **G.M.V** 被申立人はこの判決に従ってチリへの子の返還を妨げるいかなる言動をとってはいけない。しかし、**M** は第 11 巡回区連邦控訴裁判所、連邦最高裁判所およびチリ又は米国の中央当局、若しくは、チリの裁判所および当局が適切と認める救済を求めることができる。

三. 上記一に従って登録されるべき判決および命令に対する猶予を与える。本裁判所又は第 11 巡回区連邦控訴裁判所、若しくは、連邦最高裁判所によって延期されない限り、この猶予は自動的に、さらなる命令又は通知なく、1999 年 11 月 1 日（月）午後 1 時に失効する。

四. 三で定められた猶予又は一に従って登録されるべき判決およびこの命令によるその他の猶予の効力が継続し、**GV** 申立人および **GM** 被申立人若しくは彼等と共同で行動しているその他のいかなる者も子をフロリダ州レオン市 (**Leon City**) から連れ去ってはならない。フロリダ州レオン市からのいかなる子の連れ去りも、猶予が有効である間、法定侮辱に該当し、拘留を含める制裁の対象となる。合衆国保安官局 (*執行機関) は、さらなる命令の必要なく、この定め*の*いかなる侵害、又は、侵害の可能性を取調べること、および、本定めに従った執行をすることができる。

五. 本判決および命令のすべての猶予が執行すると、直ちに、**M** の代理人である **Robert A. McNeely** 氏は **M** 夫人の代理人である **Tann Hunt** 氏に、1999 年 8 月 20 日に出された仮命令の二に従って現在 **McNeely** 氏が所持している、**M** 夫人および子のパスポートを引渡せ。**Hunt** 氏が **McNeely** 氏に対して子がチリへの帰路について米国を出たことを伝えるまで、**McNeely** 氏は、1999 年 8 月 20 日に出された仮命令の二に従って **McNeely's** が所持している、**M** のパスポートを嚴重にしておかなければならない(そして、**Hunt** 氏は子供の出国後に直ちにこれを伝えなければならぬ)。それ以降、**McNeely** 氏は **M** に彼のパスポートを返すことができる。

六. 本訴訟の解決までに子の監護権および面接交渉権に関して定めている 1999 年 8 月 20 日に出された仮命令の四および五 (参考書類 11) は、上記一における命令または判決による猶予にも係らず、これより直ちに失効したものとみなされる。子は、チリにおける適切な当局又はチリ法によって定められた監護権及び面接交渉権に従いながら、**M** 夫人の監護下におかれ、**M** 夫人に引渡されるべきである。

七. 費用又は弁護士費用に関するいかなる請求もローカルルール 54.1 の定める期間内および手続に従って行わなければならない。

1999年10月27日現在命令

/s/ Robert L. Hinkle
合衆国地方裁判官

脚注

1. 申立人はこのように彼女の氏名を申立書に書いている。複数の証拠品において彼女の姓を「M」、「V」または「M」と書かれている。裁判において彼女は旧姓で呼ばれたいと述べている。その好みに従って、本意見（判決）において彼女は「M夫人」と呼ばれる。

2. 確かに、即決判決手続のある時点において、M夫人は、当事者がさらにそれぞれの立場ないし見解を準備・提出できるように、裁判の延期および遅延を要求した。Mはこの要求に賛同した。裁判所は要求の通り裁判を遅延させた。

3. M夫人は、最初は宣誓をしていないと証言した。しかし、その後、少なくとも書面による宣誓をしていたことを認め、その前の証言の意味は口頭の宣誓をしなかったことを意味したにすぎないとした。書面によって宣誓することは口頭による宣誓と同じ法律上の効果を有するため、M夫人が口頭の宣誓をしたかどうかは無関係である。彼女がこれが関係していると主張している限りにおいて、口頭による宣誓をしなかったという主張を、私は信頼していない。

4. これは、M夫人によって承認として呼ばれた、チリ大使 Carlos Dudcci 氏による証言である。当事者の条件を理由に、Dudcci 氏は電話によって証言した。Dudcci 氏によれば、その地位に要求される結果として他国の国籍を取得しなければならない場合、又は、その市民権を行使するために必要である場合、さらには、職業の均等の機会を確保するために必要がある場合が例外に該当する。M夫人は本裁判所において彼女の米国における状況がこれらの三つの例外に該当すると認められるいかなる法的な根拠をも示していない。しかし、これはチリがこれらの例外が適用されないと判断することを意味しない。チリ国籍の取得資格の有無を決するのは、本裁判所ではなく、チリ政府である。

5. 例. Pl. Ex. 4, 8 を参照。

6. M は彼の母親が病気で彼女を看病するために行ったのだと述べている。M 夫人は、問題は金銭的なものだったと述べている。

7. M 夫人は、M の同意または了承を得てチリに行ったのであり、これはチリに引っ越すという、合意された計画の一環であったと主張した。当事者たちがチリに引っ越すという計画を立てていたという主張を裏付ける証拠がある。1993 年 6 月 24 日付の M 宛の書簡において (5 ヶ月よりも前に) M の友達が「チリに移住する将来的な計画」に言及し、彼が「あなたが見た方がいい、いくつかのプロジェクト」を知っていたことを示唆している (Pl. Ex. 42 を参照)。M はチリで長い間事業をやっていた。M と M 夫人が少なくともチリに引っ越す可能性を検討したと思われる。しかし、M 夫人は 1993 年 10 月 29 日の事件を受けて、同年 11 月 6 日に、M に行くことを告げずにその同意を得ないで、出発しているとも思われる。この点に関して、M の証言は M 夫人の証言よりも信頼でき、全体の状況および他の証人の証言が、彼女の説明ではなく、彼の説明に適合的である。

8. そのほかに、1994 年の 11 月か 12 月に、M はチリ代表のライフル銃チームのコーチにもなった。

9. M 夫人は特別出頭し、M が 6 ヶ月の条件を満たしていないことを理由とする却下をもとめた。一年以上にかけて何らの訴訟行為がなかったため、一年以上訴訟行為がなかった場合に却下を適切とするフロリダの法律に従って、続行の欠如を理由とする却下に至った (Fla. Fam. L.R.P. 12.420 を参照)。

10. 全部合わせて、訪問が一ヶ月にも達していない。

11. 本裁判所はハーグ条約の国内実施法に基づいてこの訴訟に対する管轄権を有している (42 U.S.C. §11603(a)を参照)。巡回 (連邦裁判所) の法に基づいて、監護権者の問題に関する訴訟が州裁判所で係属中であっても、裁判所がその管轄権を進んで行使すべきである (*Lops 対 Lops 事件*, 140 F.3d 927 (11th Cir. 1998))。

12. M は、被申立人の提出証拠品 48 がこれを確定していることについて争っている。当該証拠は、これを示唆するであろう、国籍に関する最新の情報が掲載されているチリの出生届を含んでいるようである。さらに、手書きの英訳版も含まれている。いずれにして、両当事者が、チリが現在 M 夫人をチリの国民と

して承認していることを認めている。M 夫人はこれが、チリがずっと彼女をチリ国民として承認していたことを意味すると主張しており、M はそうではないという意見を示している。同様に、M 夫人は G がチリと米国の二重国籍を有していると主張しているのに対して、M は、G が生まれたとき M と M 夫人の双方が米国籍のみを有していたため、米国籍しか有していないと抗弁している。

13. 第 12 条は次のように定めている。

1 項 子が第三条に規定するところにより不法に連れ去られ、又は留置され、かつ、当該子が現に所在する締約国の司法当局又は行政当局が手続を開始した日において当該子の不法な連れ去り又は留置の日から一年が経過していない場合には、当該司法当局又は当該行政当局は、当該子の返還を直ちに命ずる。

2 項 司法当局又は行政当局は、前項に規定する一年が経過した後に手続を開始した場合においても、子が新たな環境に適応していることが証明されない限り、当該子の返還を命ずる。

14. 第 3 条は次のように定めている。

1 項 子の連れ去り又は留置は、次の a 及び b に該当する場合には、不法とする。

a 当該連れ去り又は当該留置の直前に当該子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人、施設その他の期間が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること。

b 連れ去り若しくは留置の時に a に規定する監護の権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたこと又は当該連れ去り若しくは当該留置がなかったならば当該権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたであろうこと。

2 項 a に規定する監護の権利は、特に、法令の適用により、司法上若しくは行政上の決定により、又は a に規定する国の法令に基づいて法的効果を有する合意により生ずるものとする。

15. M はチリに引っ越しまたはそこに居続けることを強いられたわけではない。婚姻しており、そして、その婚姻に危機が迫っていたため、これを救おうとしたのである。確かに、彼が述べるように、当時ハーグ条約がチリによって批准されておらず、彼がそうしようと思えば、G を直ちに米国に連れて帰ることが

できたのかもしれない。しかし、彼はこれを直ちにやろうとしなかった。逆に、彼はチリに引っ越すことにした (*Walton v. Walton*, 925 F.Supp. 453 (S.D. Miss. 1996)——米国人の母親がオーストラリアに引っ越したくなかったと主張したにもかかわらず、オーストラリアを常居所地と判断した例——を参照)。

16. しばしば引用される事件において、第3巡回区(連邦裁判所)は子の常居所地は「彼また彼女が環境適応のために必要な期間を物理的に居た場所、また、子の観点から『ある程度の決まった目的』を有している場所」であると説明している (*Feder v. Evans-Feder* 事件, 63 F.3d 217, 223-24 (3rd Cir. 1995) における *In re Bates* 事件, No. CA 122.89、10 頁、High court of Justice, Fam. Div'n Ct. Royal Court of Justice, United Kingdom (1989 年)の引用)。第3巡回(裁判所)は続いて、常居所地をめぐる審理は、子に焦点をあてるべきであり、その場所における子の状況およびそこにおける子の居住に対する両親の現に共有された意図を分析しなければ成らない、と結論付けている(同判決参照)。本件において、子の観点からみても、両親の観点からみても、さらに、全員の観点からみても、チリが常居所地になっていた。

17. 当職は、チリ当局が M 夫人及び G をチリから追放しようとしていたとする M の主張を信頼していない。
